別記様式第３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（解体業）

誓　　約　　書

|  |
| --- |
| 申請者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第62条第１項第２号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面  法第62条第１項第２号に規定する欠格要件  イ　精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ  ない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ハ　法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法  （昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注１）若しくはこれら  の法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条  の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条(傷害)、  第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の２（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第  247条(背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せ  られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ニ　第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第14条の３の  ２（廃棄物処理法第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定によ  り許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者  （当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律  第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執  行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業  務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含  む。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴  力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」とい  う。）  ト　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合において  は、その役員を含む。）がイからヘのいずれかに該当するもの  チ　法人でその役員又は政令で定める使用人（注２）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  リ　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの  ヌ　個人で政令で定める使用人のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの  (注１) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定める法令とは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染  等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等  の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関す  る特別措置法  (注２)　政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの  　　１　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）  　　２　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有  する者を置くもの |

申請者は、第62条第１項第２号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　住　　　　　所

　　　　　　　　氏　　　　　名

　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）